

那珂市自主防災組織防災資機材等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民の安全を確保し、地震等の災害に対処するために、自主防災組織が購入した防災資機材のうち、老朽化や故障のため使用不能となったものを再購入又は修繕する際の費用及び新たに必要とする防災資機材購入の費用に対する補助金の交付について、那珂市補助金等交付規則（平成13年那珂町規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象組織)

第2条 補助金の交付の対象となる自主防災組織は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 那珂市自主防災組織活動事業費補助金交付要項（平成18年那珂市告示第13号）の規定による補助金の交付を受けたことがあり、当該補助金の交付を受けてから満10年を経過していること。
- (2) 那珂市自主防災組織運営補助金交付要綱（平成29年那珂市告示第9号）の規定による補助金の交付を受けていること。
- (3) 定期的に防災訓練等の自主的活動を積極的に行っていること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自主防災組織の行う防災資機材等整備事業とする。ただし、次条に規定する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が1万円に満たないものを除く。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表第1に掲げる防災資機材の購入及び別表第2に掲げる防災資機材の修繕に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）の範囲内とし、1回の申請につき15万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、那珂市自主防災組織防災資機材等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 防災資機材等整備事業収支予算書（様式第2号）
- (2) 防災資機材等整備事業計画書（様式第3号）

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、那珂市自主防災組織防災資機材等整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、市長に那珂市自主防災組織防災資機材等整備事業補助金交付申請取下書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による通知を受けた後において、補助事業の内容等第6条の申請に係る事項を変更しようとするときは、速やかに那珂市自主防災組織防災資機材等整備事業補助金変更申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防災資機材等整備事業収支予算書（様式第2号）

(2) 防災資機材等整備事業計画書（様式第3号）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる変更の事由に該当するときは、前項の規定による申請を要しないものとする。

(1) 物価変動等による見積額の変更

(2) 事業計画書における事業の期間の変更

(3) 経費の財源内訳における補助金以外の財源の変更

(4) 購入予定の資機材等におけるメーカーの変更（規格等が同等品の場合に限る。）

(5) 着手及び完了予定年月日の変更

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付額を決定し、那珂市自主防災組織防災資機材等整備事業補助金変更決定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して15日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、那珂市自主防災組織防災資機材等整備事業実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防災資機材等整備事業収支決算書（様式第9号）

(2) 補助対象経費に係る領収書の写し

(3) 購入資機材等の写真

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、那珂市自主防災組織防災資機材等整備事業補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた補助事業者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、補助金を補助事業者に交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) その他規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定を取り消したときは、那珂市自主防災組織防災資機材等整備事業交付決定取消通知書(様式第11号)により当該補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助事業者にその返還を命じることができる。

(資機材の管理)

第14条 補助事業者は、補助事業終了後においても、整備した資機材等を責任をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、整備した資機材等を正当な理由なく処分し、又は他に譲渡してはならない。

(補助金の再申請)

第15条 この要綱により補助金を受けた補助事業者が、再び申請により補助を受けようとする場合は、当該補助金交付後10年を経過するまでは再申請は行えない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費	
項目	対象資機材
消火用資機材	小型可搬式動力ポンプ、防火衣（はんてんを除く）
救出・障害物除去用資機材	スコップ、つるはし、掛矢、バール、のこぎり、ボルトクリッパー、リヤカー、ハイジャッキ、チェーンソー、エンジンカッター、救命ボート、救命胴衣、救命ロープ
救護用資機材	緊急医療セット、担架、AED（自動体外式除細動器）
情報伝達用資機材	ラジオ、ハンドマイク
避難生活用資機材	発電機、投光器、トラロープ、ヘルメット、誘導旗、ライト、コードリール、ガスランプ、簡易トイレ、毛布、防災用簡易ベッド、防災用マット、間仕切り
給食・給水用資機材	炊飯装置、給水用水槽、給水用ポリ袋、ポリ容器
その他	防災倉庫、テント、腕章、防雨シート、燃料携行缶、防水シート、その他市長が特に必要と認めたもの

※名入れ費用を含む。

別表第2（第4条関係）

防災資機材の修繕	
対象資機材	防災倉庫 その他市長が特に必要と認めるもの